ライオン像のある館　占用利用チェックシート

１　利用内容を具体的にお書きください。

　（例）直江津の特産品を扱うマルシェ

　　　　地元音楽家による演奏会　など

利用内容　　　　　　　　　

２　利用に際し、下記の項目に該当する場合は□にチェックをお願いします。

○　利用内容について

（以下⑴～⑹の項目にチェックがある場合は、**施設を占用利用できません。**）

**□以下⑴～⑹のいずれにも該当しません。**

⑴□ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる利用

⑵□ 施設又は設備を破損するおそれがあると認められる利用

⑶□ ライオン像のある館の管理上支障が認められる利用

⑷□ 火気の使用を伴う利用

⑸□ 指定された場所以外で飲食をすること。

⑹□ 許可を受けないで物品を販売し、若しくは陳列し、又は広告類を掲示し、若しくは配布すること。

○　活動内容について

（次の項目のいずれにも該当しない場合は、**施設を占用利用できません。**）

□ 歴史的資産の「保存」及び「活用」に寄与する活動

例： 地域の歴史に関する講座、体験型ワークショップ等

□ にぎわいと活力のある地域社会の形成に寄与する活動

　 　　例： マルシェ、音楽演奏会、カフェ等の飲食イベント等

□ その他（判断がつかないものは、その他としてください）

例： 建物の設置目的（裏面参照）を達成するために必要な事業

（参考） 利用できない例

　　　　　例： 月謝の支払いを伴う教室の開催

　　　　　例： 仲間内での会議や勉強会、飲食、非公開の練習　など

裏面あり

※文化振興課　事務処理欄（これから下は記入しないでください。）

　　□　申請可能　　□　申請不可

　　申請受付番号

○上越市ライオン像のある館（旧直江津銀行）条例　抜粋

（設置）

第1条　郷土の歴史的資産を保存し、及び活用し、にぎわいと活力のある地域社会の形成に寄与するため、ライオン像のある館（旧直江津銀行）を設置する。

（事業）

第4条　ライオン像のある館は、次に掲げる事業を行う。

（1）歴史的資産の保存及び活用に関すること。

（２）その他ライオン像のある館の設置目的を達成するために必要な事業

（利用の承認）

第8条　市長は、第4条各号に掲げる事業を行うため特に必要と認めるときは、ホールを占用して利用させることができる。

2　（省略）

3　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしない。

（1）公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

（2）ライオン像のある館の施設又は設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

（3）その他ライオン像のある館の管理上支障が認められるとき。

○上越市ライオン像のある（旧直江津銀行）条例施行規則　抜粋

（禁止行為）

第3条　ライオン像のある館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）指定された場所以外で火気を使用すること。

（2）指定された場所以外で飲食をすること。

（3）許可を受けないで物品を販売し、若しくは陳列し、又は広告類を掲示し、若しくは配布すること。

（4）その他ライオン像のある館の管理上支障が認められる行為